

令和6年度第1回定期監査報告書

1 実施した監査

鹿嶋市監査基準第3条第1項第1号で規定する財務監査

2 監査実施日 令和6年5月29日から5月30日まで

3 監査対象課 教育委員会事務局の各課，出先機関及び教育機関

4 監査対象期間 令和5年4月から令和6年3月まで

5 監査の評価項目

対象期間における契約や補助金などの財務に関する事務，出勤簿を基にした労務管理及び備品管理などが，関係法令等に則り適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

6 提出書類

【全所属】（該当しないものは除く）

- (1) 出勤簿・年次休暇カード・時間外勤務命令簿・特殊勤務命令簿・旅行命令簿
・勤休管理システム以外で管理している会計年度任用職員
・上記以外は勤休管理システムで確認した。
- (2) 旅行復命書
- (3) 契約関係書類一式・工事，委託事業等の写真
- (4) 補助金等交付申請書・同実績報告書・同交付要項
- (5) 郵便切手，はがき，レターパック等の受払簿
- (6) 指摘事項に関する調書
- (7) 前回監査結果の改善措置状況

【施設を管理している部署】（該当しないものは除く）

- (8) 空気環境等測定報告書，水質の検査報告書，ねずみ昆虫等の防除等報告書
- (9) 消防設備保守点検報告書
- (10) 給水設備（受水槽）清掃報告書
- (11) 浄化槽保守点検報告書
- (12) 排水設備（浄化槽）点検報告書
- (13) 昇降機（エレベーター）点検報告書
- (14) 給食センター等設備点検報告書（ボイラー・圧力容器・冷凍庫）
- (15) 自家用電気工作物（キューピクル）保守点検報告書

7 監査の結果

財務に関する事務の執行については，昨年に比べ改善されており，リスク高がゼロ，全体指摘件数も半減しおおむね適正に処理されていると認められた。しかし，一部の事務処理においては改善，検討を要する事項が見受けられた。これらについては適正な事務処理を行うとともに，今後は十分留意され，事務執行について万全を期されるよう望むものである。また，昨年度に引き続き認識不足や確認不足に起因する軽微な誤りが多く見受けられた。決裁権者も含めて各職員にはさらなる財務事務の習得に努めていただきたい。

なお，改善，検討を要する事項は次のとおりである。

(1) 前回指摘事項に対する改善措置状況

前年度の定期監査において指摘した事項について、同様の指摘はなかったが、改善が必要な類似の指摘事項は見受けられるので、定期監査の指摘を他人事として受け止めるのではなく、全庁共通の課題として認識し、適正な事務の執行に努められたい。

8 監査の結果の個別指摘事項

(1) リスク高にあたる改善等注意事項

各課にリスク高として指摘している事項については、見受けられなかった。

(2) リスク中にあたる改善等注意事項

リスクは中程度であるが、単純な間違いでは済まされず、改善が必要な事項については、以下のとおりである。

ア 総務就学課

業務委託契約やバス借上げの契約において、財務規則上、落札者は通知を受けた日の翌日から5日以内に契約を締結しなければならないこととなっているが、5日を超えた契約日となっているものがあった。(4件)

イ 学校給食センター

起工額が80万円を超える備品購入契約において、財務規則139条の2号(財産の買入れ80万円)で定められた額を超えているにもかかわらず、財務規則を根拠法令として随意契約を締結していた。また、予定価格書の金額に記載誤りがあった。

ウ 中央公民館

施設管理業務委託契約において、仕様書に定める業務の数量と見積書及び契約書に定める業務の数量が一致していなかった。また、業務報告書でも数量が誤っており、正しく検査されていない。(2件)

エ 社会教育課

① 草刈業務委託契約において、財務規則上、落札者は通知を受けた日の翌日から5日以内に契約を締結しなければならないこととなっているが、5日を超えた契約日となっているものがあった。

② 消防設備保守点検委託契約において、履行期間終了前に業務完了報告書を受理し、支払事務を行っていた。

以上の他に、事務処理上の軽易な誤りや不備等が見受けられたが、これらについては関係職員に事務局を通して注意し、改善を要望したので記述は省略した。